

第32回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年2月20日（月）午後3時00分

場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
 - (2) 議案第1号 農用地利用集積計画について
 - (3) 議案第2号 農用地利用配分計画について
 - (4) 議案第3号 農地法第3条買受適格証明願について
 - (5) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (6) 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (7) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (8) 議案第7号 非農地証明願について
- 5 出席委員（15名）（法律第27条第3項規定）

1番 津久井 勝之	2番 笹沼 保治	3番 秋本 則夫
4番 瀧田 歌子	5番 佐藤 孝	6番 唐橋 洋子
7番 助川 悦夫	8番 阿見 芳	9番 高瀬 隆至
10番 郡司 裕一	11番 屋代 幸子	12番 森 隆道
13番 荒井 一夫	16番 相馬 和恵	17番 木村 光一
- 6 欠席委員 14番 越沼 良 15番 鈴木 賢一
- 7 本会に出席した職員
 - (1) 事務局長 伊藤 甲文
 - (2) 農業振興係主査 長谷野 まさえ
 - (3) 農地調整係長 金山 和弘
 - (4) 農地調整係副主幹 松本 武久
 - (5) 農政課農政係主査 菊池 琴乃
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後3時00分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局（伊藤 甲文） それでは荒井会長のごあいさつをお願いします。

議 長（荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は15名です。2名が欠席となっておりますが、定足数を満たしております。ただいまから第32回農業委員会総会を開会いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、16番相馬委員、17番木村委員を指名いたします。会議の書記につきましては、事務局の長谷野主査にお願いいたします。

議長 (荒井 一夫) 今回、議案資料について補足説明がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 (菊池 琴乃) <資料の補足説明>

議長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。

報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。報告件数は2件です。事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 4ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第1号「農用地利用集積計画について」及び議案第2号「農用地利用配分計画について」を一括して上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 琴乃) <総会資料説明 5～62ページ>

農地中間管理機構特例事業 (所有権移転) 10件

利用権設定等促進事業 83件

農地中間管理事業 (集積計画一括方式) 1件

配分計画 (農地中間管理事業) 3件

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。

本議案中に議事参与該当案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。はじめに資料7ページ、農地中間管理機構特例事業申請番号2-6について、3番秋本委員が議事参与に該当いたします。

つきましては、秋本委員は退室願います。

<秋本委員退室>

議長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。申請番号2-6について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了により3番秋本委員の入室を認めます。

＜秋本委員入室＞

議 長 (荒井 一夫) 次に、利用権設定等促進事業、申請番号2-13、14、35から39、49、57の9件について、11番郡司委員が議事参与に該当いたします。つきましては、郡司委員は退室願います。

＜郡司委員退室＞

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。申請番号2-13、14、35から39、49、57の9件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了により11番郡司委員の入室を認めます。

＜郡司委員入室＞

議 長 (荒井 一夫) 次に資料58ページ、利用権設定等促進事業申請番号2-83並びに資料62ページ、農地中間管理事業申請番号2-3について17番木村委員が議事参与に該当いたします。

つきましては、木村委員は退室願います。

＜木村委員退室＞

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号2-83及び申請番号2-3について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了によりまして、17番木村委員の入室を認めます。

＜木村委員入室＞

議 長 (荒井 一夫) 最後に、議案第1号及び第2号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

先に審議済みの案件以外の議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号については原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号の残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号については原案のとおり決定することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第3号「農地法第3条買受適格証明願について」を上程します。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 63 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。木村委員。

現地調査担当委員 (木村 光一) それでは代表して報告いたします。

ただ今事務局から説明のありました買受適格証明願1件について調査検討した結果、許可相当と思われますのでよろしく願います。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は、原案のとおり証明することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は11件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料64～66ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。木村委員。

現地調査担当委員 (木村 光一) ただ今の農地法第3条の規定による許可申請

11件について調査検討した結果、許可することに何ら問題はないものと思われまことをご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりました

ので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 特に質疑がないようですので、採決いたします。
本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は、原案のとおり許可することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料 67 ページ、別冊資料説明>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果を報告願います。木村委員。

現地調査担当委員 (木村 光一) それではご報告申し上げます。

ただ今の桧木沢地内の申請番号11につきましては、事務局の説明どおりの内容であります。私たちも現地調査した結果、周辺への影響は軽微と判断して許可することはやむを得ないものと思われま

す。南方地内の申請番号12につきましては、すでに周辺は山林化しております。その中の農地でございます。自然とそのような方向になるということで、許可相当と判断いたしました。

以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決をいたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号は、原案のとおり許可することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は7件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料 68～70 ページ、別冊資料説明>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果を報告願います。木村委員。

現地調査担当委員 (木村 光一) 議案第6号の案件合計7件についての調査結果についてご報告させていただきます。

申請番号74につきましては、分家住宅として転用する目的の申請です。問題はないものと思われま

す。続きまして富池地内の申請番号75、こちらは倉庫及び駐車場として利用するための申請です。周りの状況から判断して、問題はないものと思われま

す。次に小滝地内の申請番号76、分家住宅の敷地として転用する目的の申請です。こちらにつきましても、すでに住宅がほぼ完成し、これは令和4年4月の総会で許可になっていた箇所の残地の利用申請です。許可することに問題はないものと思われま

す。大輪地内の申請番号77につきましては、先月も説明がありましたように事前着工になる案件です。こちらにつきましては、当事者、地区の推進委員さん、農業委員さん等の様々な協力があり検討し、約1カ月が経過している状況でございます。事務局の説明のとおり、事務局にも落ち度があったということであり、許可することはやむを得ないものと思われま

す。次に桧木沢地内の申請番号78、分家住宅として転用する目的の申請です。こちらにも許可することに問題はないものと思われま

す。さらに富士見1丁目地内の申請番号79、これは宅地の一部が農地に越境し、その是正を行うための申請です。面積が少なく、許可することに問題はないものと思われま

す。最後に富士見1丁目地内の申請番号80、これは集落に接続する農地を建売の分譲住宅として転用する目的の申請です。こちらにつきましても周りの環境から判断して、周辺住宅への影響も少ないと思われることから許可することに問題はないと思われま

す。以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決をいたします。

本議案について、申請番号80番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、またそれ以外は原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第6号については、申請番号80番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとします。また、それ以外の6件は原案のとおり許可することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第7号「非農地証明願について」を上程しま

す。申請件数は6件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料 71~72 ページ、別冊資料説明>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果を報告
願います。木村委員。

現地調査担当委員(木村 光一) それでは議案第7号、非農地証明でございます。

合計6件の申請がございました。現地調査に関しましては、地元の推進
委員さんに同行していただき、ご意見をいただき、その結果の報告で
ございます。

藤沢地内の申請番号40、こちらについては、現地は山林状態となっ
ており、証明することに支障はないと思われます。

片田地内の申請番号41、現地は既存住宅への進入路として活用され
ております。証明することに支障はないと思われます。

また、黒羽向町地内の申請番号42ですが、現地はすでに木材等が置
かれており、農地として利用された形跡はございません。証明する
ことに支障はないと思います。

下石上地内の申請番号43、現地は山林状態となっております。証明
することに支障はないと思われます。

倉骨地内の申請番号44ですが、これは水田への進入路として活用さ
れておりまして、証明することに支障はないと思われます。

最後に南方地内の申請番号45ですが、宅地や山林となっております、証
明することに支障はないと思われます。

以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりました
ので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決をいたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は起立願いま
す。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第7号は、原案のとおり証明することといたします。

本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。次に、その他に
入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありませ
んか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質問等はないようなので、以上で第32回農業委員会総会
を閉会いたします。

閉会の宣言

午後 3 時 4 5 分 閉会